

議事1 介護保険制度のしくみ

介護保険課

介護保険事業計画について

- ▶介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行っている。連動して、介護保険料も見直しを行う。
- ▶保険給付等の見込を立て、その財源として保険料水準を算定する。
- ▶国が次期計画期間における基本指針を策定。それに基づき、市(保険者)においても市町村介護保険事業計画を策定。

介護保険事業(支援)計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国的基本指針(法第116条、8期指針:令和3年1月厚生労働省告示第29号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参照する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標

○ その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設
入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標

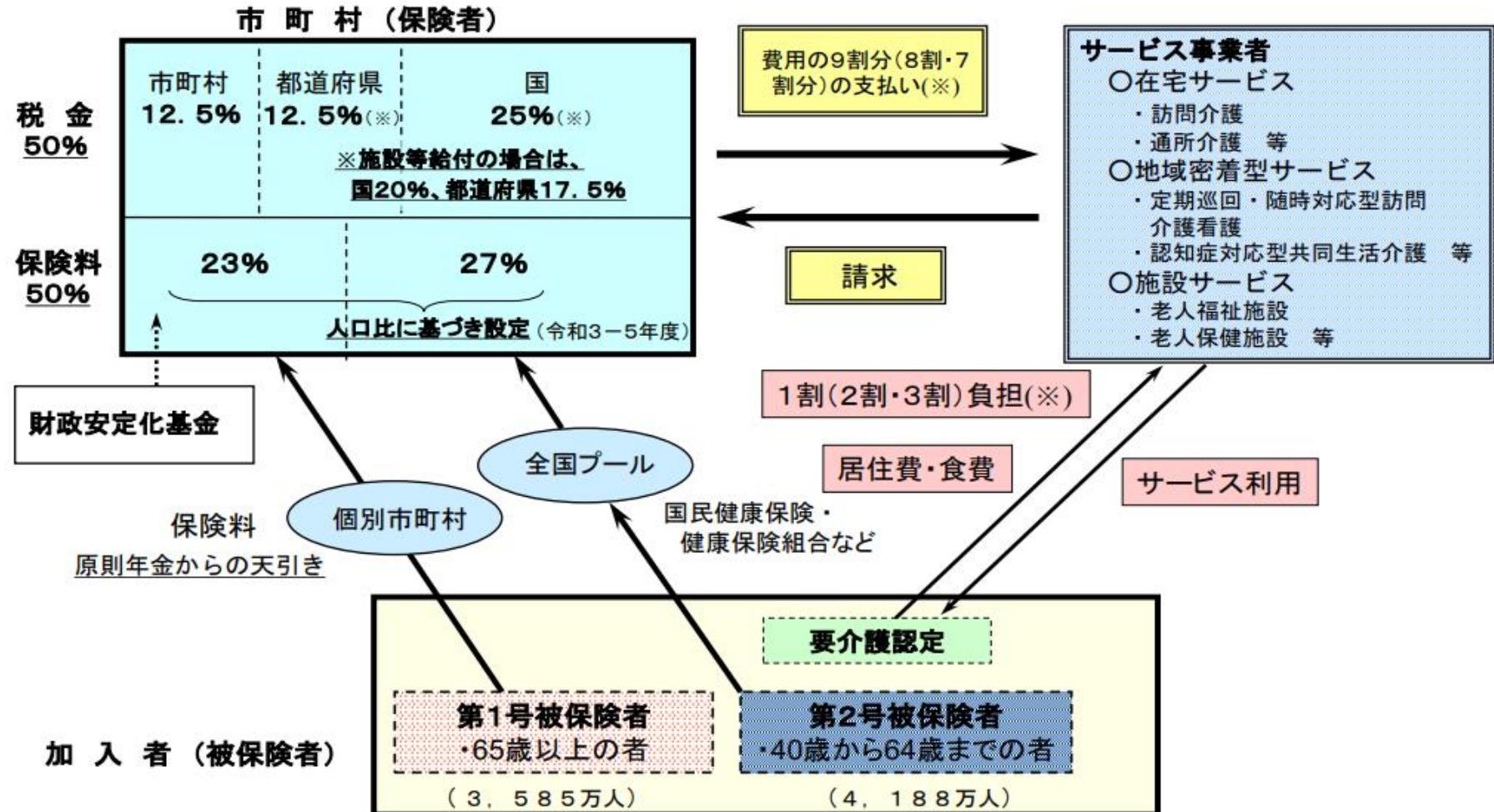
○ その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

介護保険制度の仕組み

- ▶ **自立支援**: 単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をすることを超えて、高齢者の自立を支援することを理念とする。
- ▶ **利用者本位**: 利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度。
- ▶ **社会保険方式**: 給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用。



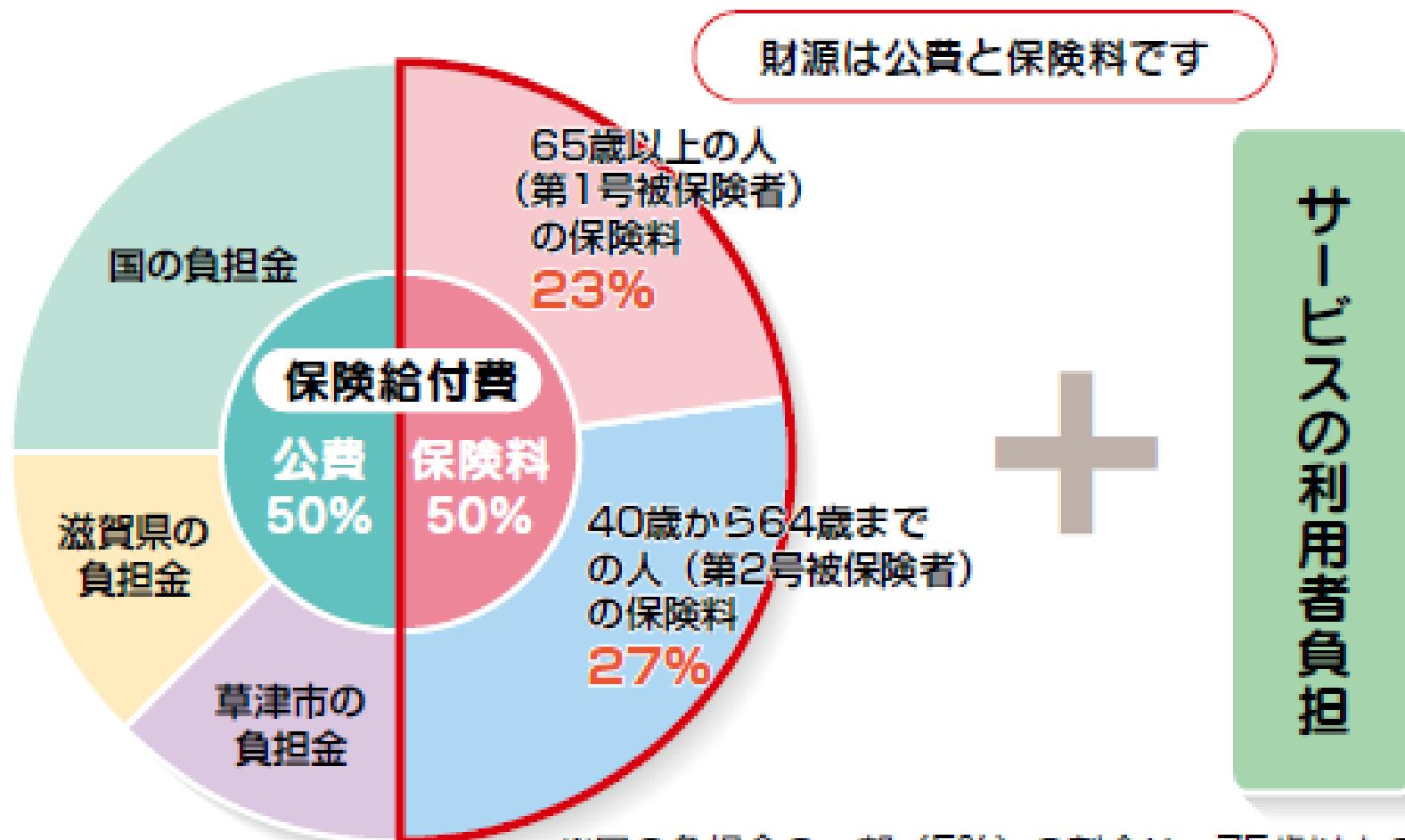
(注) 第1号被保険者の数は、「令和4年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、令和4年度末現在の数である。

第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、令和4年度内の月平均値である。

(※)一定以上所得者については、費用の2割負担(平成27年8月施行)又は3割負担(平成30年8月施行)。

介護保険制度の仕組み

- ▶委員会で審議する介護保険料は、65歳以上の方が納付する「第1号保険料」についてです。
- ▶介護給付の財源のうち、約50%が保険料であり、「第1号保険料」は約23%を占めています。
- ▶介護保険料は、介護サービス利用の有無にかかわらず納付していただくものです。



※国の負担金の一部 (5%) の割合は、75歳以上の人口割合等の状況により、第1号被保険者保険料の割合と調整されています。(令和6年は国1.5%、第1号保険料3.5%)

草津市における第9期計画の状況について –介護保険料所得段階区分–

- ▶草津市の第9期介護保険料は「13段階」の所得段階区分となっている。第8期は「12段階」の所得段階区分。
- ▶国が示した基準(所得段階・保険料係数)に合わせる形で保険料を設定。

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給の方 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給の方 世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万9千円以下の方	基準額×0.285*	22,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万9千円を超える方	基準額×0.485*	37,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額120万円を超える方	基準額×0.685*	53,400円
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万9千円以下の方	基準額×0.90	70,200円
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万9千円を超える方	基準額×1.00	78,000円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円未満の方	基準額×1.20	93,600円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	101,400円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	117,000円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	132,600円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	148,200円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	163,800円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	179,400円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額720万円以上の方	基準額×2.40	187,200円

*社会保障の充実の一つとして（低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして）第1～3段階の基準額に対する割合は、次の通りに軽減されています。

第1段階 0.455→0.285 第2段階 0.685→0.485 第3段階 0.69→0.685

*世帯は4月1日（年度途中で資格取得した方は資格取得日）時点の状況で判断します。

行政と委員の役割について

- ▶行政は、制度や施策を設計・提示する役割。
- ▶委員は、制度や施策の方向性を社会的に検証し、現場・市民の声を反映させる役割。

Point1

行政の役割

- ①サービス需要の見込を推計
要介護(支援)認定者数の将来推計
サービス利用見込(在宅・施設)
- ②必要な給付費を算出
サービス種別ごとの給付費を見込む
- ③保険料必要額の算出
給付費見込に対する「第1号保険料」
必要額を算出
所得段階区分の設定(案)

Point2

委員の役割

- ①学識経験者
制度設計・財源の妥当性の検証
- ②介護・医療関係者
現場の実態・ニーズを反映
- ③市民代表
生活実態に基づく意見・市民の視点からの意見

保険料を検討する上での主な視点

- ▶必要なサービスと保険料負担のバランス感。
- ▶市民が納得できる所得段階区分のあり方。

Point1

給付と保険料負担の バランス

- ▶今後のサービス水準
(見込まれる介護サービス量)
は適切か
→保険料に与える影響大
- ▶高齢者の生活実態を踏まえた「無理のない保険料負担」

Point2

保険料所得段階区分の あり方

- ▶所得に応じた段階区分が
実態に合っているか
- ▶低所得者層への配慮は
十分か
- ▶保険料の上昇をどの程度
まで許容できるか
- ▶仮に保険料を抑制した場合、
どのような影響が生じるか

Point3

市民の理解促進の観点 から

- ▶市民に説明したときに理解・
納得してもらえる水準か
- ▶「なぜこの保険料額なのか」
を伝えやすい根拠になって
いるか
- ▶将来、自分や家族が介護を
受ける立場としてどう感じるか

介護保険料額決定までのプロセス 一全体スケジュール

